

預金商品概要説明書（自由金利型定期預金 愛称：大口定期預金）

●この「商品概要説明書」は、大口定期預金の商品内容の概要を記載したものです。

詳しくは「自由金利型定期預金規定・定期預金共通規定」をご覧ください。

1. 商品名		自由金利型定期預金（愛称：大口定期預金）
2. 販売対象		法人および個人
3. 預入期間		<p>○1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年の8種類です。</p> <p>・自動継続（利息受取型または元金成長型）のお取扱いができます。</p> <p>○1ヵ月超5年未満での満期日指定もできます。（自動継続のお取扱いはできません。）</p> <p>・定型方式の場合、お預入時のお申出により自動継続のお取扱いができます。</p>
4. 預入	(1) 預入方法	<p>・一括入金です。追加でのご入金は別契約を作成します。</p> <p>・現金、預金等の他の口座からの振替、小切手その他の証券類によりご入金いただけます。</p> <p>・証券類によるご入金の場合、その決済が行われた日をご入金日とします。</p>
	(2) 預入金額	1,000万円以上
	(3) 預入単位	1円単位
5. 払戻方法		満期日以後に一括してお引出しいただけます。
6. 利息	(1) 適用金利	<p>・預入時の利率を約定利率として満期日まで適用します。（固定金利商品）</p> <p>（基準金利は、店頭のコ利表示ディスプレイ、ホームページに表示しています。）</p>
	(2) 利払方法	<p>・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いします。</p> <p>・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。</p> <p>なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。</p>
	(3) 計算方式	<p>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。</p> <p>・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p>
	(4) 税金	<p>・個人のお客様は、利息に対し20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。</p> <p>・法人（非課税法人を除く）のお客様は、利息に対し総合課税が適用されます。</p> <p>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税され、20.315%の税率となります。</p>
7. 手数料		—
8. 付加できる特約事項		<p>個人で成人のお客様は、自動継続扱いのものを総合口座の担保として当座貸越のご利用ができます。</p> <p>（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）</p>

<p>9. 中途解約時の取扱</p>	<p>・満期日前にご解約の場合は、以下の中途解約利率により計算したお利息とともに払い戻します。</p> <p>①預入日の1か月後の応答日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下切捨て。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回る時は0%とします。）のうち、最も低い利率を適用します。</p> <p>A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率－ 約定利率×30% (基準利率－約定利率) × (約定日数－預入日数) C. 約定利率－ $\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})$</p> <p>②預入日の1か月後の応答日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率の小数点第4位以下切捨て。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回る時は0%とします。）のうち、いずれか低い利率を適用します。</p> <p>A. 約定利率－ 約定利率×30% (基準利率－約定利率) × (約定日数－預入日数) B. 約定利率－ $\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})$</p> <p>※「基準利率」とは中途解約日から満期日までこの預金の元金を預入し直した場合に適用される当組合所定の利率 ※中間払利息をお支払済みのものを中途解約した場合、中途解約時点でのお支払元利金合計額が、定期預金の元金金額以下となるケースがあります。これは中途解約時の支払利息と既に支払済みの中間払利息との差額を精算させていただくもので、元本割れではございませんのでご了承ください。</p>				
<p>10. その他参考となる事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="204 1182 545 1232">(1) 証書</td> <td data-bbox="545 1182 1461 1232">証書を発行します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1232 545 1406">(2) 預金保険制度</td> <td data-bbox="545 1232 1461 1406">本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 (預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。)</td> </tr> </table>	(1) 証書	証書を発行します。	(2) 預金保険制度	本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 (預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。)
(1) 証書	証書を発行します。				
(2) 預金保険制度	本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 (預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。)				
<p>11. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓 口：ひだしんお客様相談室】 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：30 電 話：0120-36-4501 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.hidashin.co.jp/</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）、 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777）、 愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-</p>				

11. 苦情処理措置・紛争解決
措置

9449) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。

【窓 口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：9：00～17：00

電 話：03-3567-2456

住 所：〒104-0031

東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）

自動継続扱いの場合、ご継続時には改めての商品内容のご説明はいたしませんのでご了承ください。

（令和4年4月1日現在）